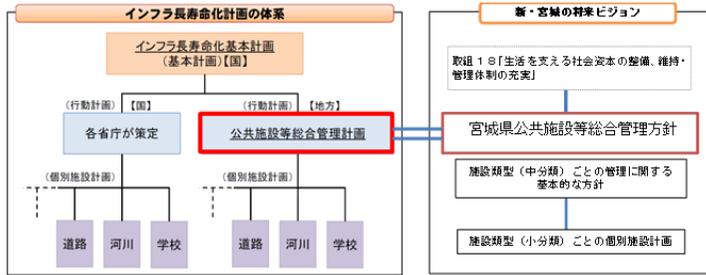


宮城県公共施設等総合管理方針（第2期）の概要

第1章 本方針の概要

【方針の位置付け】

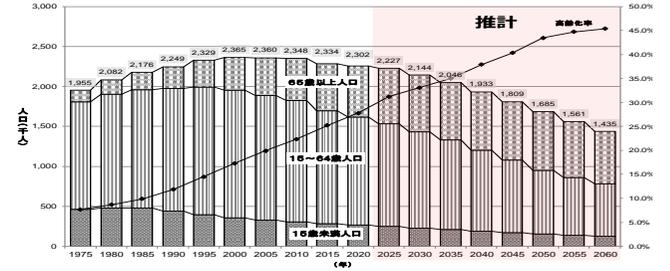
国のインフラ長寿化基本計画の行動計画である公共施設等総合管理計画にあたり、「新・宮城の将来ビジョン」の取組18に沿った取組となる。



- ・計画期間：R8～R17（10年間）
- ・対象施設：本県が所有又は管理する建築物その他の工作物

2 人口の見通し

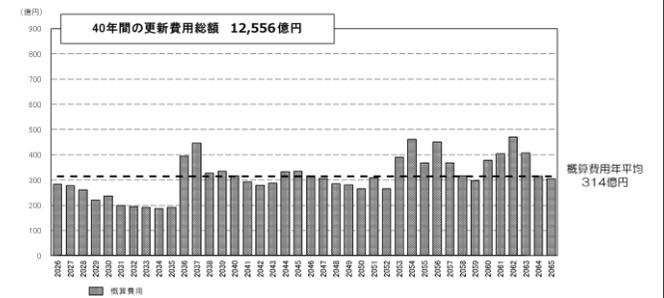
2060年の全人口は143.5万人、老年人口の構成割合が44.2%になると推計されており、今後ますます人口が減少し、少子高齢化が進む傾向



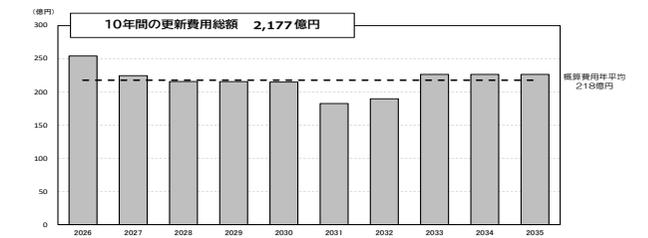
3 公共施設等の更新等の経費見込み

※一定条件下での推計値であり、実際の経費とは異なる可能性があります。

公用・公共用施設【推計期間：40年 年平均更新等費用：314億円】
 （個別施設計画集計＋法定耐用年数30%長寿化した場合）



社会基盤施設【推計期間：10年 年平均更新等費用：218億円】
 各施設の長寿化計画等で計上している金額を基に算定しており、令和17年度まで推計している。



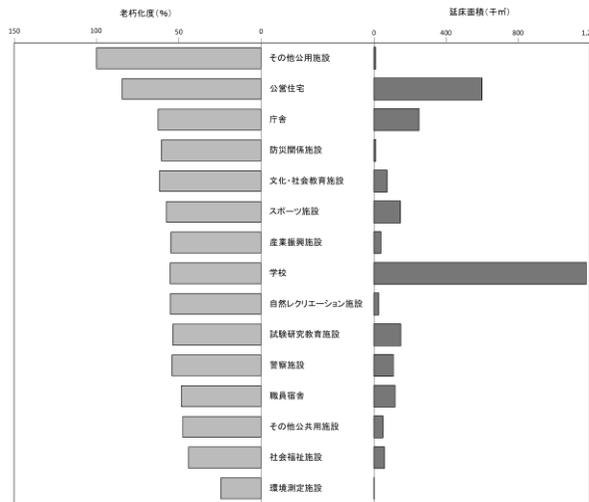
第3章 本県の公共施設等を取り巻く現状及び今後の見通し

1 公共施設等の状況

公用・公共用施設

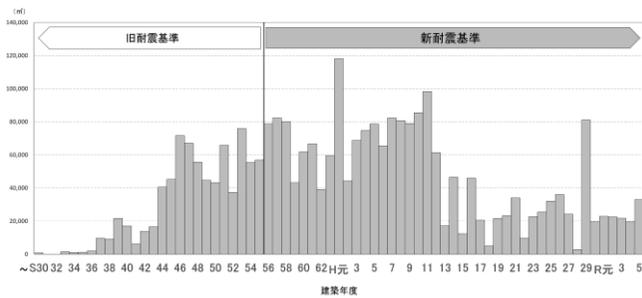
【中分類別の延床面積と老朽化の状況】

延床面積が大きく、かつ老朽化度が高いのは公営住宅と学校



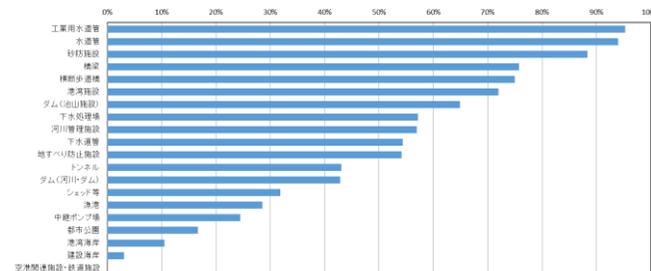
【建築年度別延床面積の推移】

昭和43年度から増加し、平成13年度以降激減。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された現有施設は全体の27%



社会基盤施設

築後30年以上経過した施設の割合は、工業用水道管、水道管、砂防施設等で多くなっている。



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載

1 基本方針

2 管理に関する基本的な考え方 = 11の実施方針

安全・安心の確保 コストや機能性優先によって、施設の老朽化等に起因した事故等が生じないよう施設の安全・安心を確保する。	施設の維持管理費用の低減・平準化 計画的な修繕等を行う「予防保全」へのシフトにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減、平準化を図る。	施設総量の適正化 将来的な人口の減少、人口構造の変化を踏まえた、県施設全体での施設総量の適正化を図る。	点検・診断 法定点検、日常点検、点検蓄積データ活用検討、施設管理者への技術的支援	維持管理更新等 予防保全、管理の効率化や維持管理コストの削減、デジタル技術を活用した維持管理	安全確保 点検による危険箇所等への速やかな対応、用途廃止施設等への予防的な対応	耐震化 東日本大震災の教訓等を活かした施設類型に応じた耐震化対応	長寿命化 予防保全コスト比較等による優先度の考慮、中長期的な保全計画策定	ユニバーサルデザイン化 誰もが安全に利用しやすい施設になるようユニバーサルデザイン化の検討	脱炭素化 省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入及び導入後の性能の発揮	総量適正化 縮小・転用・統合・廃止等、新規建設の極力抑制	地方公会計活用 固定資産台帳の情報を各施設の中長期的な経費の算出などに活用	保有財産活用や処分 不要・未利用財産の売却・貸付等による資産の有効活用、情報の共有化	体制構築 施設管理情報等の一元化体制、知識・技能の習得体制整備
---	--	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	--	---

第2章 全庁的な取組体制

1 推進体制

(1) 公有財産調整会議による進捗管理

個別施設計画の進捗状況確認、情報共有・課題の整理や解決方法の検討

(2) 方針の見直し

方針の対象期間満了時に方針内容見直し

(3) 個別施設計画の策定

個別施設について、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を具体化

- ※ 策定済みのものについては、当方針の考え方にに基づき随時見直しを図る
- ※ 県 HP での公表を行う。

【個別施設計画の記載事項】

(インフラ長寿命化基本計画より)

- ・計画期間
- ・対策の優先順位の考え方
- ・個別施設の状態等
- ・対策内容と実施時期
- ・対策費用

2 財源の確保

中長期の事業量等の整理を踏まえ今後も適切な予算規模を確保する。

財政状況を踏まえ、公共施設等整備基金など各種基金への積立を行う。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

大分類	中分類	大分類	中分類	管理に関する基本的な考え方	
I 公用施設	1 庁舎	III 社会基盤施設	1 道路	(1) 点検・診断等の実施方針 (2) 維持管理・更新等の実施方針 (3) 安全確保の実施方針 (4) 耐震化の実施方針 (5) 長寿命化の実施方針 (6) ユニバーサルデザイン化の推進方針 (7) 脱炭素化の推進方針 (8) 総量適正化の推進方針 (9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用 (10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針 (11) 体制の構築方針	
	2 試験研究教育施設		2 交通安全施設		
	3 警察施設		3 河川・ダム		
	4 職員宿舎		4 海岸保全施設		1 建設海岸
	5 防災関係施設				2 港湾海岸
	6 環境測定施設				3 漁港海岸
	7 その他公用施設				4 農地海岸
II 公共用施設	1 文化・社会教育施設		5 港湾		上記の各方針について、管理に関する考え方を記載（施設の状況等に応じて、該当ない方針は除く。）
	2 スポーツ施設		6 漁港		
	3 自然レクリエーション施設		7 砂防施設		
	4 産業振興施設		8 治山施設		
	5 社会福祉施設		9 林道		
	6 学校		10 農業水利等施設		
	7 公営住宅		11 都市公園		
	8 その他公共用施設		12 空港関連施設・鉄道施設		
	9 地方独立行政法人施設	13 下水道施設			
	14 水道				
	15 工業用水道				